

平成30年度事業計画

(一社) 千葉県消防設備協会

I 事業方針

当協会は、平成25年4月1日に「一般社団法人」に移行し5年となります。

この間、会員の皆様のご支援とご協力により各種事業をほぼ計画どおり実施し、関係機関からは高く評価されております。また、公益目的事業についても順調に推移しており、収益は安定した状況となっております。

今後も、当協会の目的である消防用設備等の維持管理の適正化、防火防災思想の普及等に努めるとともに事業の充実を図り、社会公共の福祉の向上に寄与してまいります。

また、少子高齢化が急速に進展する中で火災から県民の生命と財産を守るのが消防用設備であり、消防用設備業界の役割はますます重要になってまいります。

当協会としては、消防用設備業界の社会的認知度を向上させ、また、会員事業所の業務の拡大と経営の安定のため、各種事業を積極的に展開してまいります。

平成30年度においても、引き続き以下に掲げる事業を着実に実施し収益の確保を図るとともに業務の効率化を進め費用の節減を図り、協会運営の安定に努め、会員の皆様の期待に応えられるよう努力してまいります。

II 事業内容

1 総会、理事会等開催

(1) 定時会員総会

開催予定日	平成30年5月31日(木)
会場	千葉県電工会館3階
議題	①平成29年度事業報告・収支決算報告 ②その他

(2) 理事会開催

第1回開催予定月	平成30年5月16日(水)
会場	千葉県電工会館2階会議室
議題	①定時会員総会に提案する議案 ②その他
第2回開催予定月	平成30年8月上旬
会場	千葉県電工会館2階会議室
議題	①協会の運営状況の報告 ②その他
第3回開催予定月	平成30年12月中旬
会場	千葉県電工会館2階会議室
議題	①協会の次年度の運営方針 ②その他
第4回開催予定月	平成31年3月下旬
会場	千葉県電工会館2階会議室
議題	①協会の新年度の事業計画案・予算案 ②その他

(3) 各種委員会等の開催

総務、財務、事業の各委員会を適宜開催します。

(4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会への出席

総会、代表者会議及び事務局長会議に出席し、意見交換を行います。

2 火災予防啓発事業

(1) 火災予防啓発協賛事業

①各地域で開催される防火防災フェア等の行事に協賛または参加し、消防用設備等の整備及び維持管理の重要性や防火防災思想の普及啓発を行います。

②消防本部（局）等が主催する行事等を支援し、当協会及び消防設備業界を広報します。

③消防本部（局）が主催する火災予防ポスター展に協賛し、当協会会長名で優秀作品を表彰します。

(2) 消防用ホース洗浄機贈呈事業

消防用ホースの洗浄等を効果的・効率的に行う洗浄機器を消防本部（局）に寄贈します。

(3) 消火器補てん事業

火災発生時に自己所有の消火器を使用した消火協力者に消火器を補てんし、防火対策を支援します。

3 重要文化財等の重要施設点検整備事業

(1) 県指定有形文化財等の管理者に消火器等を贈呈し、文化財等の保存を支援します。

(2) これまで（平成13年度から平成29年度）に贈呈した28箇所の消火器等の点検を行います。

4 講習会開催事業（77回 124日間）

(1) 防火・防災管理講習

消防法で定める「甲種防火管理者講習」等の各種講習を一般財団法人日本防火・防災協会から受託し、各消防本部（局）の協力を得て開催します。

①甲種防火管理者講習（2日間の講習） 45回

②甲種防火管理者再講習（半日の講習） 9回

③甲乙併催防火管理講習（2日間の講習） 3回

④防災管理講習（1日の講習） 2回

⑤防火・防災管理講習（2日間の講習） 5回

- (2) 点検資格者管理講習
消防庁告示に定める「消防設備点検資格者講習」及び「消防設備点検資格者再講習」業務を一般財団法人日本消防設備安全センターから受託し講習を開催します。
 - ①本講習 1種・2種 各1回
 - ②再講習 1種・2種 各2回
- (3) 消防設備士義務講習
消防法に定める「消防設備士講習」業務を千葉県から受託し開催します。
 - ①消火設備、警報設備、避難・消火器の3分野 各2回
 - ②特類の分野 1回
- (4) 消防設備士受験者講習会
消防設備士試験を受験する者を対象に、消防法令と実技についての講習を2回開催します。

5 消防用設備等点検済表示制度推進事業

- (1) 点検済票（ラベル）の普及促進
 - ①会員登録 更新 110件
 - ②点検済票の交付 60万枚以上
 - ③実務講習会 2回
 - ④広報 消防機関、関係団体、講習受講者にパンフレット等を配布
- (2) 点検済制度推進委員会の開催
普及促進対策、不適正使用の防止対策、各種相談事例の対応等を検討します。

6 防火セイフティマークの普及

消防機関からの認定書等により、特定防火対象物に防火基準点検済証、防火優良認定証等のセイフティマークを頒布します。

7 表彰事業

- (1) 当協会会長表彰（定時会員総会）
 - ①消防用設備等の優良会員（事業所）表彰
 - ②優良ラベル会員（事業所）表彰
- (2) 千葉県知事表彰の候補者の推薦（文化の日千葉県功労者表彰）
- (3) 一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰の候補者の推薦
- (4) 総務大臣及び消防庁長官表彰の候補者の推薦
（一般財団法人日本消防設備安全センター経由）
- (5) その他

8 広報事業

- (1) ホームページを適宜更新し、会員、消防機関、県民に分かりやすい新鮮な情報を提供します。
- (2) 消防機関等の行う各種行事において、県民を対象に消防用設備等の重要性や協会のPRを行います。
- (3) 火災予防運動や時季等に新聞広告等を掲載します。
- (4) 消防設備協会のパンフレットを消防機関等に配布します。
- (5) 消防機関職員との意見交換の機会を設けます。

9 その他

- (1) 消防防災に関する最新の情報を入手し、消防機関等に提供します。
(一般財団法人日本消防設備安全センター発行のフェスク等)
- (2) 消防設備の管理者等からの依頼を受け、点検中の立会や施工済の確認を無料で行います。
- (3) 会員の協力を得て、廃消火器リサイクルシステム事業を推進します。